

目 次

第11回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第11回大宜味村議会臨時会会議録（10月31日）	3

第11回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和61年10月31日

会期 1日間

閉会 昭和61年10月31日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
10月31日	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 村長所信表明 議案第59号～議案第67号 提案説明、質疑、討論、採決 閉 会

第11回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和61年10月31日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和61年10月31日 午前10時00分)

閉 会 (昭和61年10月31日 午後3時54分)

2. 出席議員 (12名)

1番議員 宮 城 功 光 君	9番議員 山 川 清 君
2番議員 金 城 富 昌 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
3番議員 松 島 重 克 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (2名)

4番議員 山 川 正 行 君	7番議員 平 良 俊 政 君
----------------	----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	新 城 繁 正 君	住 民 課 長	稲 福 幸 三 君
助	役	仲 村 順 三 君	厚 生 課 長	崎 山 勝 正 君
企画財政課長	古我知	清 君	経済建設課長	平 良 晋 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	高江洲	修 君	係	長	前 田	孝 君
---------	-----	-----	---	---	-----	-----

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 村長所信表明

日程第4号 議案第59号 塩屋漁港第1防波堤及び船揚場工事請負契約の変更について

日程第5号 議案第60号 村営住宅渡海団地建設工事（4号棟）請負契約の変更について

日程第6号 議案第61号 村営住宅渡海団地建設工事（5号棟）請負契約の変更について

日程第7号 議案第62号 農村総合整備モデル事業A工区工事請負契約について

日程第8号 議案第63号 津波地区団体営草地事業分担金徴収について

日程第9号 議案第64号 津波地区団体営草地開発整備工事請負契約について

日程第10号 議案第65号 昭和61年度大宜味村一般会計補正予算

日程第11号 議案第66号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第12号 議案第67号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。

よって、昭和61年第11回大宜味村議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により、議長において1番宮城功光君、2番金城富昌君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時26分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日から11月1日までの2日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

日程第3 村長所信表明から日程第12 議案第67号までを一括議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） このたびの村長選挙に際し、村民多数の暖かいご支持とご支援をいただき、無投票で再選され、責任の重大さを痛感しているところであります。

かえりみますと昭和57年10月村長に就任して以来、職員はもとより、賢明なる村民の絶大なるご支援とご協力をいただき、未解決の問題は残されてはいるものの、年次的に計画した諸事業はほぼ予定どおり遂行してまいりました。4か年の経過をかえりみますとき、まことに感慨深いものがあります。

さて、引き続き村政を担当することに相成りましたが、もとより浅学非才なもの故、力の不足なさを率直に認めざるを得ません。加えて国の財政事情が年々厳しくなる中、自己財源の乏しい本村の振興と村民生活の安定を図ることは至難の課題であることを自覚するとき、

今後4か年の任期を全うするためには自己の研さんを一層積み重ねることは勿論のこと、村民の知恵と真心を結集して時代の流れを的確にとらえ、よりよい未来を展望しながら現実的対応を誤りなく施すことが極めて重要であろうと思います。そのために日々変わりゆく国内外の政治経済をはじめ、あらゆる情報を収集整理し、村民に公報するとともに、村民のニーズを包括的にとらえ村政に反映させていくシステムをつくり上げていくことに配慮しなければなりません。私は村政運営に臨んで最も大切なことは、村政は村民のためにあるものであると同時に村政は村民自らが支えていくものであるというごく当り前のことを認識することであると考えます。

このような理念にたつて、立候補に際しあいさつ状で申し上げたように、平和憲法の擁護、農林水産業の基盤整備、生活環境の整備、村民福祉の向上、教育条件の整備、青少年の健全育成、海邦国体の成功、森林及び水資源の保全と有効利用等々の基本政策にかかげましたが、これらの事項に固執することなく時代の推移と村民の現実的課題を常に把握し、それに対応していくことは当然のことと考えております。わけても来年に追っております海邦国体は大会の趣旨を踏え全村民はもとより関係機関団体のご協力を仰ぎぜひ成功させたいと念じております。

次に、本年度は本村の振興開発をはじめ村政運営の指針となるべき基本構想策定の年度にあたっておりました、目下その基礎作業にとりくんでいるところでありますが、この機会に先に上げました基本政策も含めて中長期を展望した本村の指標として質の高い内容の豊かな構想が策定されるように特に意を配ってまいりたいと考えております。

これまで進めてまいりました基盤整備、環境整備事業等は、財政事情も考慮しながら引き続き推進してまいります、特に私が重要課題として留意していきたい事のひとつは、津波山の国有地を買い戻し当初の目的にそった形で福祉施設を誘致することと村として同用地を積極的に活用していきたいと考え関係機関との調整をすすめているところであります。

二つには国体以後の塩屋湾の活用であります。県内唯一の漕艇競技場として将来にわたって利用できるよう塩屋湾周辺を含めた観光開発の一環として港湾整備計画との調整を図って年次的に整備を進めてまいりたいと考えております。

三つには水資源開発計画に対する積極的対応であります。国は目下大保川中流域の予備調査を実施中ですが、新聞等でも報道されたように大保川について西水系の主要ダムの予定流域として位置づけ、村に対し再三にわたって協力要請があります。

私は大保川流域におけるダム計画については、環境の保全、村土の有効活用等、村益優先に配慮しつつ村民の生活用水、農業用水の確保、大保川下流の河川整備、リゾートホテル及び塩屋湾周辺の観光開発との関連、更に復帰特別措置法の有効期限等を考え、村民の同意を

求め、積極的に対応することが必要であろうと考えおります。

さらには、村農協の再建問題、塩屋観光開発株式会社の事業拡大のための村有地の処分問題等積極的に対応しなければならない課題があります。さらにまた村民運動公園の素案づくり等21世紀を展望した村づくりを体系的に検討しなければならないと考えております。

以上申し述べましたが、地方自治を確立するためには法令を遵守、公正、公平に事を処理することが大切であり、独断偏見は許されません。今後とも職員の使命感をこぎ揚し、村民の信託に応える明るい職場づくりにも意を注ぎたいと念じております。

議員各位をはじめ村民皆さんがご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ所信の一端といたします。昭和61年10月31日。大宜味村長新城繁正。

議案第59号、工事の設計変更によりまして2,000,000円増額したいということであります。

議案第60号、本件も前議案と同様でございまして、50,000円の増額契約をしたいということです。

議案第61号、これも同様でございまして、373,000円の増額契約をしたいということです。

議案第62号、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたしております。契約金額は47,800,000円で契約の相手方は字押川249番地、沖縄緑建でございまして。

議案第63号、本事業に関する条例の規定により分担金の総額を定めたので議会の議決を求めます。

納入義務者は有限会社ヤンバルファームで分担金の総額は39,250,000円でございまして。

議案第64号、本件につきましては議案第62号と同様でございまして、契約金額は44,000,000円で相手方は東村字有銘247番地、田場組でございまして。

議案第65号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,827千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,875,484千円とする。

(朗読して説明に代える。)

内容につきましては説明員から説明いたさせます。

議案第66号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,977千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ379,158千円とする。

(朗読して説明に代える。)

内容につきましては担当課から説明いたさせます。

議案第67号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,199千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196,774千円とする。

(朗読して説明に代える。)

内容につきましては担当課から詳しく説明いたさせますので、慎重にご審議の上議決いただきますようお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時55分）

再 開（午後3時15分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第59号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第60号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第61号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第62号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第63号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 3番（松島重克君） 過去にこの有限会社ヤンバルファームについて聞いていたものと多少違っているところがありますので、改めてこの会社の資本金、役員、業務内容について当局がお持ちの資料を公表していただければと思います。もし出来ましたら資料をいただきたいと思います。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 確かにヤンバルファームの法人組織が変更になっております。資料につきましては後程お手元に届けたいと思います。

○ 3番（松島重克君） 現在説明出来るものをお願いしたいと思います。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 資本金は1千万円です。業務内容は農産物製造、加工生

産販売、畜産業、それから上記各号に付帯する一切の事業というようになっています。それから役員につきましては、議長取締役銘刈朝則、出席取締役伊礼俊彦、安慶名弘、知念育志、就任取締役宮城新栄、同古我知章となっています。

○ 3番（松島重克君） 業務内容につきましてもう少し具体的なものはお分かりでないですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 事業における業務は畜産の肉の生産が主でございます。

○ 3番（松島重克君） 前の説明ではこの草地開発事業は基盤整備だけだということでありましたが、本日の説明では構築物も含まれるということでありますので、この基盤整備8haの他にどういうものが行なわれるかお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 確かに補足説明でも事業の内容についてお詫びしたわけですが、事業は草地造成の他に畜舎、管視舎、ふん尿処理関係があります。規模については今回は8haの予定ですが全体的には42haの予定です。草地造成が42ha、牛舎は3,111㎡、ふん尿関係が1,500㎡、管視舎が60㎡です。

○ 3番（松島重克君） これらの規模でどれぐらいの家畜が飼育されるのかお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 計画頭数は500頭の予定でございます。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第64号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第65号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第66号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第67号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 3番（松島重克君） この予算につきましては当初予算の審議に当りましてかなり議論

がたたかわされたわけですが、その時点で担当課長はこの予算の範囲内で努力したいということでありました。しかし、議会の我々が考えますとはたしてこれのできるのかと大きな疑問を持っていたわけです。今回この補正が出まして担当課長は一応予算要求はしたんだが財政の都合によって計上することができなかったと言っているわけです。

この補正を見ますと50%を超す補正ということになっているわけです。当時どういう考えで当初予算を計上なされたのかお伺いします。

○ 助役（仲村順三君） この予算だけでなく全ての予算について年間の見通しすら立てられないような状況でいろいろ苦策をした状況でございまして、9月までは交付税の目処がつくという考え方がございまして、その後に補正については検討するという考え方で予算編成をしたわけでございます。議員の皆さんには疑問の中で当初予算をご検討なさったかと思いますが、苦しい状況がありましてこのようなことになった次第であります。

○ 3番（松島重克君） この老人特会の諸経費は避けてとおれない経費ではなかろうかと思うわけです。交付税あたりで補正しようということであるならば当初で計上すべきであると思いますよ。計上しなければならぬものであるわけですから見込まれるものは総て見込んで計上しておくべきだと思います。私は余り小細工をなされない方がいいと思いますよ。これについてお考えをお聞きしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 只今の件につきましては度々ご指摘のとおりであります。やはり予算は総計主義でなければならぬ原則であります。予算編成の段階では従来どおりだと思っただけものが補助率の変動ということもございまして。

しかし、私の考えはそういう事情は説明の段階で率直に申し上げるべきだということを持っています。

そういうことで議員の皆さんにも苦しい財源でありますから、という形で説明もしていたと私は理解していたわけです。50%以上の補正というのは大変なことでありまして、私も実はびっくりしているわけですが、これまでの説明が不十分であったと思います。ご指摘のとおりで長としては申し訳ないと思いますが、執行部といたしましては十分予算の執行に当たりたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第59号から議案第67号までについては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第67号については委員会の付託を省略することに決しました。
休憩いたします。

休 憩 (午後3時44分)

再 開 (午後3時47分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第59号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号 塩屋漁港第1防波堤及び船揚場工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第60号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号 村営住宅渡海団地建設工事(4号棟)請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第61号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号 村営住宅渡海団地建設工事(5号棟)請負契約の変更について採決

いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第62号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号 農村総合整備モデル事業A工区工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第63号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号 津波地区団体営草地事業分担金徴収について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号 津波地区団体営草地開発整備工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第65号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号 昭和61年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第66号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号 昭和61年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第67号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号 昭和61年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日をもって閉会することに決しました。

これにて昭和61年第11回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後3時54分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員 (1 番) 宮 城 功 光

署名議員 (2 番) 金 城 富 昌